

令和5年1月27日

国土交通省関東地方整備局

長野国道事務所

国道19号長野市篠ノ井小松原地区地の通行止め基準を変更します

国道19号長野市篠ノ井小松原（しののいこまつばら）地先の隣接地における地すべりについて、計画していた地すべり本体に対する対策工の完了に伴い、国道19号の全面通行止め基準を変更します。

令和3年7月に国道19号の長野市篠ノ井小松原地先において、隣接地で地すべりが発生し、全面通行止めにより応急復旧工事を実施した後、片側交互通行に移行し地すべり対策工を進め令和4年2月1日（火）に交通規制解除したところです。

その後も長野県において地すべり対策工が進められ、計画していた地すべり本体に対する対策工が令和4年12月に完了しました。地すべり対策工事の進捗に伴い、現地で設定していた国道19号の通行止め基準を下記に変更します。

国道19号の全面通行止め基準

1. 地すべり箇所を設置した伸縮計で2.0mm/h以上の変位量を計測した場合
2. 監視カメラによる監視、及び下記※の示す現地点検により異常が確認された場合

なお、伸縮計による観測は概ね1年間（令和5年12月末まで）継続する

※国道19号秋古地区事前通行規制区間（長野市篠ノ井秋古（しののいあきご）～小市（こいち））と同様に、当該箇所においても長野国道事務所設置の雨量計で60分雨量が30mm以上、もしくは連続雨量が65mm（事前通行規制基準雨量130mmの50%）を超えた場合、現地点検を実施

基準の変更日時

令和5年1月27日（金）14:00～

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 長野県庁会見場 長野市政記者クラブ
長野市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 長野国道事務所

電話：026-264-7001（代表） FAX：026-264-7042

副所長 西東 俊郎（さいとう としろう）（内線：205）

管理第二課 課長 榎本 明（えのもと あきら）（内線：441）

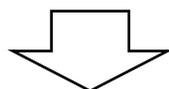
国道19号長野市篠ノ井小松原地先の道路管理体制の変更

■これまで

- (1) 地すべり箇所を設置した伸縮計で2.0 mm/h 以上の変位を計測した場合
- (2) 長野国道の設置した雨量計で60分雨量が20 mm もしくは連続雨量が80 mm を超えた場合
- (3) 監視カメラによる監視で異常が確認された場合

全面交通解放への再移行について

伸縮計の変位量が2.0 mm/h 未満かつ降雨量2 mm/h 以下を3時間連続して計測し、
現地の点検等で安全が確認できた段階で全面開放へ移行



■変更後

- (1) 地すべり箇所を設置した伸縮計で2.0 mm/h 以上の変位量を計測した場合
- (2) 監視カメラによる監視、及び下記※の示す現地点検により異常が確認された場合

全面交通解放への再移行について

伸縮計の変位量が2.0 mm/h 未満かつ降雨量2 mm/h 以下を3時間連続して計測し、
現地の点検等で安全が確認できた段階で全面開放へ移行

なお、伸縮計による観測は概ね1年間（令和5年12月末まで）継続する

※国道19号秋古地区事前通行規制区間（長野市篠ノ井秋古～小市）と同様に、当該箇所においても長野国道事務所設置の雨量計で60分雨量が30mm以上、もしくは連続雨量が65mm（事前通行規制基準雨量130mmの50%）を超えた場合、現地点検を実施

■基準の変更日時

令和5年1月27日（金）14：00～

国道19号長野市篠ノ井小松原地先の隣接地の地すべり

